



料金受取人払郵便

水口局承認

379

差出有効期間
令和7年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

市長への手紙

5 2 8 8 7 9 0

甲賀市長宛
(受取人)

甲賀市水口町水口六〇五三番地

下記のとおり封筒を作ってください。
①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

(山折り)

オール甲賀でまちづくりを進めるため
皆さんの建設的なご意見をお寄せください

市長への手紙

まちづくりの主役は市民の皆さんです。
皆さんとともにオール甲賀で、子どもから
高齢者まで、誰もがいきいきと活躍できる
まちをつくるため、ご意見やご提言をいた
だく「市長への手紙」をお待ちしています。

- お手紙は市長が読ませていただきます。
- 「市長への手紙」は、秘書広報課や各地域
市民センター等にも置いています。

※次の内容は「市長への手紙」としてお受け
できませんのでご了承ください。

- 法令違反に関わる告発、警察捜査、許認
可に関わるもの
- 特定の個人や団体などを誹謗中傷するもの

問合せ

秘書広報課 広報広聴係
☎69-2101 FAX 63-4619

市民農園で 野菜・生きがい・ 健康づくりを 楽しみませんか？

市民農園(貸農園)を利用される方に利用料等
の一部を補助します。

対象 市内に在住し、市税を滞納していない方

補助金額 利用料の半額(上限5,000円)を3年間

問 すこやか支援課
☎69-2168
FAX 63-4085



市ホームページ▶



教育委員会委員の任命

令和6年第5回甲賀市議会定例会で教育委員会
委員の任命について同意されました。(敬称略)



委員 あおき ひでき
青木 秀樹(新任)

任期 令和6年12月18日～
令和10年12月17日(4年間)

問 教育総務課 総務企画係
☎69-2239 FAX 69-2293



『ごみ分別アプリ』はじめました



甲賀市のごみの分別が簡単にわかるアプリを導入しました。
ぜひ、ご活用ください。

ここが便利「ごみ分別アプリ」

- ごみカレンダーやごみの分別方法がわかる
- 今日のごみの日の情報がプッシュ通知によるお知らせで届く

アプリのダウンロードはこちら

Android版▶



iOS版▶



今日は「●●の
ごみの日」です



「令和7年度ごみカレンダー」を配布します

令和7年度ごみカレンダーは、区・自治会を通じて、2月中旬以降に配布する予定です。生活
環境課・各地域市民センター窓口でもお渡しするほか、市ホームページにも掲載します。

問 生活環境課 生活環境係 ☎69-2145 FAX 63-4582

市ホームページ▶



ごみ出しが困難な方を支援します



ごみを集積所や衛生センター等まで排出することが困難な高齢者又は障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先等
に出されたごみを戸別に収集し、日常生活における負担の軽減を図るとともに、ごみの排出状況等により見守りを行
います。

- 対象世帯は、指定の日時まで、玄関先等に設置
したふた付きのごみ箱にごみを入れてください。
収集運搬業者が戸別に収集します。
- 燃えるごみは燃えるごみの指定袋に、資源ごみは
任意の袋にまとめて入れてください。
- 収集は燃えるごみは週1回、資源ごみは月1回の回
収となります。
- ごみが出されていない場合は、インターホン等
により声掛けを行います。

問 ●ごみの収集運搬に関すること
生活環境課 ☎69-2145
●利用申請に関すること
長寿福祉課 ☎69-2164
障がい福祉課 ☎69-2161

対象世帯

- ◎ごみを集積所や衛生センターなどへ運ぶことが困難
な世帯であって、下記に該当する世帯またはそれに
準ずる世帯
- 要介護認定を受けている65歳以上の方または身体
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の
交付を受けている方のみで構成されている世帯
- 介護保険サービスを利用している世帯、または障
害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている
世帯

※該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。

市ホームページ▶

